

令和5年第2回吉野町議会臨時会会議録

1. 招集年月日 令和5年8月3日
2. 招集場所 吉野町議会議場
3. 開会時刻 8月3日 午前13時00分開会
4. 応招議員 1番 藤本昌義 2番 辻内正誠  
3番 欠員 4番 下中一平  
5番 山本義史 6番 上滝義平  
7番 野木康司 8番 中西利彦  
9番 西澤巧平
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 応招議員に同じ
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名  
町長 中井章太 副町長 和田圭史  
教育長 土居正明 参事 黒田祐介  
総務課長 辻中哲也 公民連携室長 小西修司  
協働のまち推進課長 森脇登志男 町民税務課長 戸毛祥博  
長寿福祉課長 吉村直樹 暮らし環境整備課長 山本剛  
産業観光課長 中尾勇 教育次長 上林勝則
9. 本会議に職務のため出席した者の職、氏名  
局長 坂本やよい 主査 川崎由果
10. 議事日程  
日程1 会議録署名議員の指名について  
日程2 会期の決定について  
日程3 議長の諸報告について  
日程4 承第7号 令和5年度吉野町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて  
日程5 議第26号 吉野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部を改正することについて

日程 6 議第 27 号 吉野広域行政組合同規約の変更について

日程 7 議第 28 号 吉野広域行政組合の規約変更に伴う財産処分に関する協議  
に関し議決を求めることについて

日程 8 議第 29 号 令和 5 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 7 号について

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

|      |   |
|------|---|
| 野木議長 | <p>ただ今の出席議員総数は8名でございます。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより令和5年第2回吉野町議会臨時会を開会いたします。</p> <p>本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。</p> <p>日程1 会議録署名議員の指名について</p> <p>会議規則第127条の規定により、議長より指名いたします。</p> <p>9番 西澤巧平 議員、1番 藤本昌義 議員を指名いたします。</p> <p>日程2 会期の決定についておはかりいたします。</p> <p>本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思いますが、これに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 「異議なし」 の声あり ）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。</p> <p>開会にあたり、町長よりごあいさつをお願いいたします。</p> <p>中井町長。</p> |
| 中井町長 | <p>開会にあたり、ひとことごあいさつを申し上げます。</p> <p>令和5年第2回吉野町議会臨時会を招集させていただきましたところ、全員ご出席賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の臨時会に上程させていただく議案でございますが、専決処分の承認が1件、条例の全部改正が1件、規約の変更が1件、財産処分に関する協議が1件、補正予算案が1件でございます。この中に長らく懸念事項でありました、可燃ごみの委託に係る補正予算の議案を上程させていただきますので、少し経緯・経過も含めてご説明をさせていただきたいと思っております。</p> <p>令和元年10月1日、さくら広域環境衛生組合の正式な脱退が全会一致で成されました。それ以降、昨今のごみ処理におきまして、人口減少とともにごみの量の減少、建設費のコスト、ごみ処理施設の見直し等々を考えた結果、正式脱</p>  |

退に至ったわけですが、そのまま方向性が決まらないまま、町単独の施策を模索しないといけない。そういった中で、町長選挙の争点にもなった。そういったことで、町民の皆様はじめ多くの皆さん方に不安や心配をおかけした経緯がございます。

そして令和2年6月、町長就任後でございますけれども「吉野町における一般廃棄物のあり方検討委員会」を設置させていただきました。そして12月に提言書をもとに、一般廃棄物の基本計画を策定させていただきました。その提言書の中に優先すべき事項として、令和6年4月以降の可燃ごみの処理については、他の自治体や組合等への焼却委託ができるよう最優先して交渉することを求めるということで提言をいただきました。それに基づき、できる限り近隣、そして施設の新しさといった様々な部分を踏まえまして、令和3年12月議会におきまして、やまとクリーンパークへの可燃ごみ受入れを協議、要請し、協議、交渉に入ったということを表明させていただきました。

それを受け、やまとクリーンパークの管理者はじめ事務職員の皆さん方を中心に周辺自治会への協議を重ねていただきまして、今年の7月25日、やまとクリーンパーク、やまと広域環境衛生事務組合議会臨時会におきまして、ごみの受入れに関わる補正予算の承認を全会一致で議決いただきました。

そういった流れの中で、本日このごみ処理受入れに関する補正予算の議案を上程させていただくことになりました。後に担当者から議案の説明等を詳細にさせていただきますけれども、そういった流れの中で委託という形をとりますけれども、このごみ処理に関しましては自治体で責任を負う、そういったことで費用におきましても安定的に、期間においても長期的に受入れをしていただく、そういった流れの中で、本日議案を上程させていただいておりますので、その点ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

そして、皆さん方のお手元に配付のとおりでございます行政報告でございます。6月定例会以降の主な行政報告を簡単にお話させていただきたいと思っております。

6月15日、奈良県知事が山下知事にかわりました。それを受けまして、県庁訪問させていただき、少し意見交換をさせていただきました。知事自身も民間

出身ということで、特に観光、歴史、環境面におきましてもすごく知識があり、そしてまた関心をいただいております。そういったことで、また吉野町にも観光視察という形で来られます。そういったことも踏まえまして、いろいろと意見交換をさせていただきました。

そして、いろいろ企業名がここに訪問と書かせていただいております。昨今の自治体運営におきまして、官民共創というのは必要不可欠になっております。そういったことで吉野町に縁のある、また出身である企業へも訪問させていただいて、こういった形で連携ができるかと模索をさせていただいております。

そして6月24日「吉野町職員災害図上訓練」を開催させていただきました。こちらは職員の災害初動行動であったり、また危機管理意識の向上といった部分を目指し、図上訓練をさせていただきました。10月22日には県防災総合訓練がございます。それにちなんで、しっかりと準備を進めていくという点もございますし、昨今の災害は線状降水帯によっていつ起きるかわからない、そしてまた瞬時に大災害に及ぶということがございますので、そういった訓練を通して今後の町民の皆さんの安全につなげてまいりたいと思っております。

そして6月28日「日本で最も美しい村」連合総会2023で北海道標津町を訪れさせていただきました。そのときに、この北海道標津町長との意見交換という形でノリウツギの採取、作業場等視察ということで書かせていただいております。こちらは「手漉き和紙 宇陀紙」でございますけれど、この原料としてノリウツギが必要であると。これも北海道で採取出来ておったんですけども、なかなか安定的にノリウツギを採取することが出来ない、そういった視点から文化庁に協力もいただきながら、標津町が安定的に採取できる体制を整えるということで、町としても取り組んでもらえるということでもございましたので、この「日本で最も美しい村連合」の総会に合わせて、標津町長ともいろいろと意見交換をさせていただきました。伝統技術の課題としましては、後継者問題や原材料不足が大きな課題となっておりますので、この点については国、自治体、事業者、そういった連携の中で進めてまいりたいと思っております。

そうしまして裏面でございます。7月19日でございますが「グランパーク吉野 Reception Party」ということで、これは民間主導でございますが、7月22

日にグランデージの隣にオープンするという事で、レセプションパーティーに参加させていただきました。

コロナ禍以降、グランピングやキャンプ、アウトドア、そういった観光需要が非常に伸びております。そういった形で10棟のグランピングを拝見させていただき、地元の区長さん中心にこのパーティーにもお越しいただいていた。地域と連携をしながら、少しでも吉野にお越しいただくきっかけをつくっていただいたということで、こういった形を全町にも広げていけたらと思っております。

そして、7月21日でございます。「第1回奈良県広域水道企業団設立準備協議会」が奈良のほうでございました。こちらのほうも山下知事にかわって初めての協議会ということで、これはもうニュースや新聞等でもご存じかと思えますけれども、令和7年に経営統合で合意をしております。ただ、財政シミュレーションであったり、水道料金の統一を経営統合にするという等々、基本的な合意への再検討を少しするという形でお話をされておりました。そういったことを受けて、改めて準備協議会を開くということで、今進めているところでございますので、この点につきましても協議会の方向、流れを見ながら、また議員の皆さん方にも報告させていただきたいと思っております。

いろいろ行事がございますけれども、主な報告として以上を報告させていただきます。改めまして上程いたしました議案、慎重審議いただきますようお願い申し上げます、開会にあたってのあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

野木議長

ありがとうございました。

日程3 議長の諸報告に入ります。

会議規則第128条第1項ただし書の規定により、閉会中の議員派遣の報告書を別紙のとおり提出しておりますので、ご覧の上ご了承願います。

日程4 承第7号「令和5年度吉野町一般会計補正予算（第6号）の専決処

分の承認を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

( 事 務 局 朗 読 )

説明を求めます。

戸毛町民税務課長。

戸毛町民  
税務課長

失礼いたします。それでは、承第7号「令和5年度吉野町一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認を求めることについて」ご説明をさせていただきます。説明につきましては配付されております、提出議案等説明資料に基づき説明をいたします。なお、詳細につきましては配付されております一般会計補正予算書(第6号)、歳入につきましては11ページ、歳出につきましては16ページから17ページに記載をされております。それでは、議案説明書の1ページをお開きいただきたいと思います。

今回、専決処分を求めるものの中身につきましては、令和5年度吉野町一般会計補正予算(第6号)でございます。専決処分年月日は、令和5年7月3日としております。補正予算の概要でございますが、歳入歳出の補正前の額57億5,471万3,000円に対しまして、今回4,013万5,000円補正をさせていただき、補正後の歳入歳出予算額を57億9,484万8,000円とするものでございます。

歳入の補正につきましては、国庫支出金として4,013万5,000円。新型コロナウイルス感染対応地方創生交付金として歳入を見ております。歳出の補正の合計が、民生費の中に4,013万5,000円。電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業として歳出を組んでおります。なお、歳出の主なものとして、12節の委託料、システムの開発委託料として166万4,000円。それから非課税世帯への給付金として3,720万円を予算計上しております。

なお、本事業につきましては、国から交付されます「新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金」の中に今回、重点支援交付金事業が設けられまして、そのうちの低所得者支援枠として、非課税世帯を中心として1世帯あたり3万円を給付するように事業を進めるよう求められております。そのこともございまして、6月に住民税の課税状況が決定をいたします。その後、対象者を抽出

し、できるだけ早い時期に支給することを求められておりますので専決を求め  
るものでございます。

簡単に事業の概要を申し上げます。令和5年度の住民税の非課税世帯の方を  
中心に世帯全員が非課税である場合、一部条件外の方もおられますが、原則と  
して令和5年度非課税世帯（世帯全員が住民税非課税の方）について1世帯あ  
たり3万円。なお、救済措置として令和5年1月1日以降、家計急変と思われ  
る世帯については別途申請をいただきまして、同じく1世帯あたり3万円を給  
付するものでございます。

現在、7月にシステム改修が終わりまして、対象者の抽出が完了しておりま  
す。今回につきましては、令和4年度にも同様の事業を実施しておりますので、  
令和4年度に対象になった方で今回も対象になる方につきましては、口座を明  
記した上で9月の初めに3万円を手続なしで支給する旨の通知を間もなく送る  
ということになりますので、今のところ9月頭におよそ1,060世帯前後につき  
ましては、一斉に3万円を入金する予定をしております。そのあとにつきまし  
ては、世帯主が亡くなられたもしくは転入がおられる場合につきましては、申  
請書をいただきまして11月末を目指して本事業を進めてまいりたいと思いま  
す。以上が、今回の補正予算承認を求めることについての説明となります。承  
認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

野木議長

質疑を求めます。

（ 「 質 疑 な し 」 の声あり ）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

意見を求めます。

（ 「 意 見 な し 」 の声あり ）

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本件を報告のとおり承認することに異議ございませんか。

（ 「 異 議 な し 」 の声あり ）

異議なしと認めます。

よって本件は、報告のとおり承認することに決定いたしました。

日程 5 議第 26 号「吉野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

( 事 務 局 朗 読 )

説明を求めます。

山本暮らし環境整備課長。

山 本  
暮らし環境  
整備課長

失礼いたします。議第 26 号「吉野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部を改正することについて」提出議案等説明資料の 2 ページを基に説明をさせていただきます。

改正の趣旨及び目的でございますが、吉野広域行政組合で共同処理をしていたごみ処理に関する事務が吉野町での単独処理に変更となるため、これまで吉野広域行政組合の条例で定めていた一般廃棄物の範囲、分別排出の義務及び容器等の指定、また処理手数料などに関する規定や手数料の表を「吉野町の廃棄物処理及び清掃に関する条例（平成 27 年第 12 号）」でございますが、そちらのほうに新たに追加する必要が生じ、追記や繰下げ等の箇所が多くあるため条例の全部改正を行うものでございます。

改正する条例の概要でございますが、条文の第 7 条 一般廃棄物の範囲、第 15 条 分別排出の義務及び容器等の指定、第 18 条 一般廃棄物処理手数料の種類及び額、19 条 手数料の納付、第 20 条 手数料の減免、第 21 条 過料、第 22 条 検査の実施、第 28 条 技術管理者、また別表の 1 から 3 については、第 18 条関係のごみ処理手数料の表の追加ということで改正を行うものでございます。

施行期日については、令和 5 年 10 月 1 日。なお、附則のほうで、令和 5 年 3 月の定例議会に提出しておりました「吉野町手数料条例」の第 37 項、こちらは吉野広域行政組合がごみ袋等の販売を令和 5 年頭から終了することに伴いまして、臨時的に吉野町のほうで単独でごみ袋の販売手数料を定めていた部分、こちらについては、この条例改正とともに削除するという規定をしております。

|             |  |
|-------------|--|
|             | <p>ます。説明については以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>  |
| 野木議長        | <p>質疑を求めます。</p> <p>辻内議員。</p>   |
| 辻内議員        | <p>今の説明で、最後の条例の1番最後についております付表といいますか別表1、ここに金額が書かれてるのですが、これは住民の皆様から見たら今までどおり、例えばごみ袋の大でしたら可燃ごみの場合は50円。それから一般廃棄物をクリーンセンターに持ち込んだ場合は、1キロあたり6円30銭。このほかの数字も全部変更はないと、住民さんから見たら上がりもしなければ下がりもしない、このように理解してよろしいですか。</p>  |
| 野木議長        | <p>山本暮らし環境整備課長。</p>  |
| 山本暮らし環境整備課長 | <p>失礼いたします。この別表1・2・3につきましては、吉野広域行政組合の手数料条例等で定められていた手数料、また4月からは吉野町の手数料条例のほかに定めておりました表と同じということで、処理手数料単価金額については、同額とさせていただいております。よろしく申し上げます。</p>   |
| 野木議長        | <p>ほかにごいませんか。</p> <p>質疑はないようですので、これで質疑を終わります。</p> <p>おはかりします。</p> <p>本案は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 「 異 議 な し 」 の声あり )</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議第26号について委員会の付託を省略することに決しました。</p> <p>議第26号「吉野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部を改正すること</p> |

について」意見を求めます。

( 「 意 見 な し 」 の声あり )

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 6 議第 27 号「吉野広域行政組合規約の変更について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

( 事 務 局 朗 読 )

説明を求めます。

山本暮らし環境整備課長。

山 本  
暮らし環境  
整備課長

失礼いたします。議第 27 号「吉野広域行政組合規約の変更について」提出議案等説明資料 3 ページを基に説明いたします。

変更の趣旨及び目的でございますが、吉野町、川上村、東吉野村の 3 町村で構成する「吉野広域行政組合」がこれまで共同処理をしてきたごみ処理の事務でございますが、その内容を変更する必要があるため規約の変更を行うものです。根拠法令としまして、地方自治法第 286 条第 1 項 事務及び規約の変更、都道府県知事の許可を受ける必要があるため、地方自治法同法 290 条の議会の議決を要する協議ということで関係自治体の議決を求めるものでございます。改正する規約につきましては、吉野広域行政組合規約（平成 2 年 4 月 1 日 奈良県指令第 2 号）でございます。改正の概要でございますが、組合の共同処理する事務 第 3 条第 1 号の規定「ごみ処理場の設置及び管理に関する事務」という文言を「ごみ焼却処理施設の解体撤去に関する事務並びに一般廃棄物最終処分場の設置及び管理に関する事務」に改めるものでございます。

なお、議会の議決の後、こちらは川上村、東吉野村さんの議会も同じなので

すが、関係町村の協議が成立した後、それらを証する協議書という形で吉野広域行政組合に提出する予定となっております。規約変更の記述については、令和5年10月1日でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

( 「 質 疑 な し 」 の声あり )

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、議第27号について委員会の付託を省略することに決しました。

議第27号「吉野広域行政組合規約の変更について」意見を求めます。

( 「 意 見 な し 」 の声あり )

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程7 議第28号「吉野広域行政組合の規約変更に伴う財産処分に関する協議に関し議決を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

( 事 務 局 朗 読 )

説明を求めます。

山本暮らし環境整備課長。

|                      |  |
|----------------------|--|
| 山 本<br>暮らし環境<br>整備課長 | <p>失礼いたします。議第 28 号「吉野広域行政組合の規約変更に伴う財産処分に<br/>関する協議に関し議決を求めることについて」提出議案等説明資料の 4 ページ<br/>を基にご説明させていただきます。</p> <p>趣旨及び目的についてでございますが、吉野広域行政組合で処理をしてきま<br/>したごみ処理に関する事務を変更する必要が生じ、建物、車両、機械器具等の<br/>物品の財産処分について、根拠法令である地方自治法 289 条 財産処分の規定<br/>に基づき、同法第 290 条 組合の構成町村の議会の議決を要する協議であるこ<br/>とから、組合事務局からの要請により組合構成町村の議会の議決を求めるもの<br/>でございます。</p> <p>財産処分をする財産の概要でございます。1 番としまして、建物（建物付属<br/>設備を含むもの）管理棟については、延べ床面積 463.28 平方メートル、粗大処<br/>理施設 延べ床面積 529.00 平方メートル、リサイクル施設 延べ床面積 288.00<br/>平方メートル。2 番 車両等といたしまして、塵芥車、フォークリフト、軽ト<br/>ラック、ダンプ、乗用車等、合計 12 台。また、機械器具及び物品といたしまし<br/>て、ペットボトルの減容器。こちら圧縮機でございますが、そちら 1 台。財産<br/>処分の協議書の日付につきましては、3 町村の首長の連名によりまして、3 町村<br/>のそれぞれの議会の議決が整った日とする予定であるため空欄となっております。<br/>説明については以上でございます。ご承認のほどよろしくお願いいたしま<br/>す。</p> |
| 野木議長                 | <p>質疑を求めます。</p> <p style="text-align: center;">（ 「 質 疑 な し 」 の声あり ）</p> <p>質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。</p> <p>おはかりします。</p> <p>本案は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思<br/>いますが、異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 「 異 議 な し 」 の声あり ）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議第 28 号について委員会の付託を省略することに決しました。</p>  |

議第 28 号「吉野広域行政組合の規約変更に伴う財産処分に関する協議に関し  
議決を求めることについて」意見を求めます。

( 「 意 見 な し 」 の声あり )

意見がないようですのでこれで討論を終わります。

おはかりします。

本案を可決することに異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、本案は可決することに決しました。

日程 8 議第 29 号「令和 5 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 7 号につい  
て」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。

黒田参事。

黒田参事

議第 29 号「令和 5 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 7 号について」ご説  
明いたします。提出議案等説明資料の 5 ページをご覧ください。

まず、歳入歳出の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出  
それぞれ 1 億 7,092 万 9,000 円を追加し、補正後の歳入歳出の予算額を 59 億  
6,577 万 7,000 円とするものでございます。

また、歳入の補正といたしまして、11 款 地方交付税 1 億 6,211 万 5,000  
円でございます。こちらは 7 月 28 日付けで交付決定されました、普通交付税の  
交付決定額と当初予算額の差額を補正するものでございます。15 款 国庫支出  
金 881 万 4,000 円につきましては、証明書交付サービス端末の整備に伴う補助  
金でございます。

歳出につきましては、2 款 総務費 財政調整基金積立金 1,178 万 3,000 円  
でございます。こちらは、普通交付税の一部を財政調整基金に積み立てるもの  
でございます。同じく総務費 戸籍住民基本台帳事業 926 万 2,000 円。こちら  
は、証明書交付サービス端末の整備に係る費用でございます。続きまして、4  
款 衛生費 1 億 4,903 万 4,000 円でございます。主なものといたしましては、

|             |   |
|-------------|---|
|             | <p>やまと広域環境衛生事務組合への負担金1億5,500万円。また、10月1日より吉野広域行政組合で実施しているごみ処理に関する事務を当町で行うことを想定しておりましたが、一部の事務について引き続き吉野広域行政組合が実施することから費用の一部を減額するものでございます。最後に9款 教育費 85万円でございます。こちらは、吉野町中央公民館内に設置しておりますエアコンが故障したため更新する費用でございます。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>   |
| 野木議長        | <p>質疑を求めます。</p>   |
|             | <p>下中議員。</p>  |
| 下中議員        | <p>失礼します。午前中の産業建設委員会でも議論になった衛生費、やまと広域環境衛生組合への負担金1億5,500万円のことについて質問させていただきます。</p> <p>まず、この積算根拠をいま一度お聞かせください。1億5,500万円に対する期間、もしくはこれからの増減、もしくは回数が増えることがあるのかないのかも含めまして、いま一度お聞かせください。</p>  |
| 野木議長        | <p>山本課長。</p>  |
| 山本暮らし環境整備課長 | <p>失礼いたします。ただいまご質問いただきました地元対策費。こちら予算上は負担金となっております1億5,500万円について積算根拠棟等を基にご説明させていただきます。まず、可燃ごみの処理を委託する委託先のやまと広域環境衛生事務組合、そちらの施設、やまとクリーンパークという施設ですが、そちらが10億2,810万1,000円費用として建設費がかかっております。それに対しまして、建設における構成市町の負担金、補助金ですとかそういったものを除きまして、実質的な負担が2市1町分で26億1,921万7,000円という負担をしているとお聞きしております。</p> <p>また、その施設は平成29年6月に稼働しており、これまで6年3か月間経過</p> |

していることから月数にしますと 75 か月、そういった経過を加味し、残存価格を求めたところ 17 億 9,035 万 1,000 円になるということでございます。また、その費用につきましては組合の規約のほうでも、均等割が 10% ごみ処理量割が 90%という施設建設費の負担割合がございますのでそれを同様に、また持込みのごみ量については、令和 5 年度のごみ処理計画トン数が吉野町の場合は 1,539 トンになるのですが、そういったトン数を加味して、実際に可燃ごみの処理の施設、そちらの利用に伴います施設の負担分、それを積算したものが 1 億 3,308 万 6,000 円となっております。これは、吉野町が相当をする可燃ごみ処理施設利用に伴う負担分、繰り返しますが 1 億 3,308 万 6,000 円でございます。それにプラスしまして、既に地元対策費また周辺環境対策費という形で構成市町村の 2 市 1 町のほうが 5 億 5,000 万円費用負担をしていると。それにつきましても、吉野町の処理量部分、全体のこちらの施設の処理量に対しては 6% 相当の量になるということですが、その部分の地元対策費、環境対策費といたしまして、金額積算したものが 3,201 万 1,200 円、両方を 1,000 円単位で固めますと、合わせまして 1 億 6,509 万 7,000 円という積算をしたところでございます。

ただ、この 1 億 5,500 万円につきましては、この積算根拠を基にやまと広域行政組合さんと慎重に協議を重ねた結果、現在の価格に落ちついたということでございます。

また、お聞きされております 2 番目の期間についてでございますが、この期間につきましては、令和 5 年 10 月 1 日から令和 19 年 3 月 31 日までの 13 年半の期間を規定しております。こちらの期間につきましては、現在やまと広域環境衛生事務組合さんが処理を行う期間の最長の期間ということでございます。質問については以上でございます。よろしくお願いいたします。

野木議長

下中議員。

下中議員

重ねての質問で今後同じことが発生するのか、金額が上がる可能性があるのかわからないのかもあわせて質問させていただきました。

|                     |   |
|---------------------|---|
| 野木議長                | 山本課長。   |
| 山本<br>暮らし環境<br>整備課長 | 失礼いたします。抜けておりまして申し訳ございません。処理施設周辺自治会、また地元対策費として挙げておりますこの1億5,500万円につきましては、一括して支払うものとし、それ以降の負担は行わないものとするということで協定の中で規定しておりまして、負担するものはないということで認識しております。  |
| 野木議長                | ほかに質疑ございませんか。<br>辻内議員。  |
| 辻内議員                | <p>補正予算にはこの1億5,500万円、やまと広域環境衛生組合への参加のための負担金ということで上がっているわけですが、一方で毎月の処理費用といえますか、1トンあたりの費用といえますか、それがここに上がっていないということは、現在橿原市で予算は組まれていると思うのですが、それと同等額もしくはそれよりも少ないということかということで、今の橿原市との比較で今がいくらで、新しくこうなりますということが1点。</p> <p>それともう一つ、その新しくなるトンあたりの金額というのは、私手元に資料があるのですが、これを読み上げてもらっても聞いている人はなかなか分かりにくいと思いますので、この4点を簡単に説明、こういうことで根拠はこうですということで説明いただきたいと思います。</p> |
| 野木議長                | 山本課長。   |
| 山本<br>暮らし環境<br>整備課長 | 失礼いたします。まず現在、吉野広域行政組合がクリーンセンター橿原のほうに委託をしております処理委託の単価、現在は1トンあたり3万555円となっております。その処理単価の中には、現在、最終灰の運搬処理の費用は含まれておりませんで、最終灰については、吉野広域行政組合の最終処分場のほう  |

に焼却灰を運搬して埋めていくという状況になっております。

新たに委託をする予定のやまと広域環境衛生事務組合さんの単価につきましては、1トンあたり税込みで2万9,697円。こちらについては、最終灰の運搬処理を含んだ形ということになっております。この金額の差だけを見れば858円、1トンあたりの差ということになります。

先ほど言いました最終灰の運搬処理にかかる費用につきましては、1トンあたりの単価の説明のところと重複しますので、その中で一部触れさせていただきます。

1トンあたりの2万9,697円という新しい単価でございますが、こちらにつきましては、令和5年7月現在の経費をもとに算出したものということで、令和5年10月1日から半年間の一応予定となります。物価上昇等があれば、当然また見直しになるということなのですが、その中で積算の根拠につきまして説明をさせていただきます。

1トンあたりの焼却単価につきましては、現在処理を行っておられるやまと広域環境衛生事務組合の令和3年度の実質的な経費、金額といたしまして7億2,558万5,000円でございますが、そちらに対して年間のごみ搬入量で割戻した金額、それがまず焼却単価2万7,343円というものがございます。そのところに、吉野町が今回委託をお願いして処理をする関係から物価等の変動費、こちらは令和5年度と令和3年度の変動費を今年度（5年度）の単価としておりますが1トンあたり238円。また、焼却灰の処理手数料。こちらについては、可燃ごみの排出量に残渣率13%を掛けて求めたものに処理単価を掛けたものを1トンあたり吉野町の場合は1,444円。また、焼却灰運搬負担金といたしまして、可燃ごみの排出量に残渣率13%を掛けて、それに運搬の単価を掛けたもの1トンあたり672円。それらを繰り返しますと焼却単価、運営管理業務委託料、物価変動率、それから焼却灰の処理手数料、焼却灰の運搬負担費用、それら四つを合わせたものが2万9,697円ということで1トンあたりの積算をしたところでございます。説明については以上でございます。よろしく申し上げます。

|                     |   |
|---------------------|---|
| 野木議長                | ほかに質疑ございませんか。<br>上滝議員。  |
| 上滝議員                | 先ほどの下中議員の質問の中で担当課長は、この地元対策費1億5,500万円、施設等々について負担すべきだという積算根拠を聞きましたが、それ以外に1日1トンあたり2万9,697円税込みで支払わなければならないと。それ以降は、一切お金はかかりませんと言いましたな。言うたか言えへんだかちょっと答えてください。   |
| 野木議長                | 山本課長。   |
| 山本<br>暮らし環境<br>整備課長 | 協定書の中で地元対策費につきましては、「甲に一括して支払うものとし、それ以降の負担を行わないものとする」規定がございますので、支出は発生しないということで説明させていただきました。以上でございます。   |
| 野木議長                | 上滝議員。   |
| 上滝議員                | しないということは、地元対策費としてはそうかもわからんけれども、お金っていう部分だけ捉えますと例えば、その19年3月31日までに焼却炉がわんなった場合、負担金が要るのかいらへんのか。そこまで追求していいんではないのかと私は思ったんで、一切いれへんって言うんやったら、これから負担はいれへんということの理解をするだけやったら、それはそれでええねんけれど、実際ごみ焼却炉自体がわんなったときに修理費がかかる、それを今、1市2町でやっとなるところが1市3町まで含まれるものかどうかということをお伺いしたい。以上です。 |
| 野木議長                | 山本課長。   |
| 山本                  | こちら協定に基づいて文面になりますと、対策費として一括して払うものは  |

|               |   |
|---------------|---|
| 暮らし環境<br>整備課長 | 今回限りということで、あくまでも1トンあたりの処理単価、そちらのほうの可燃物の処理にかかる費用、そちらのみの負担であるということでございます。以上でございます。  |
| 野木議長          | 上滝議員。   |
| 上滝議員          | もう3回目やな。それはそれで一番結構なことだと思うのですが、実際問題、その焼却炉がわんなくなって1億かかると、それをまた1市3町で負担せよというようなことは絶対ないんですか。そのことだけ念入りにお聞きしたい。  |
| 野木議長          | 副町長。  |
| 和田副町長         | 上滝議員のほうからご質問がありました修理とかの部分だと思います。今後13年6か月の間に何かしら修繕が生じるかもわからないということでございますけれども、先ほど課長のほうから処理単価のお話をさせていただいたと思います。その中で、基本的な部分についてトンあたりの焼却単価ということで、令和3年度の実績の実質的な経費が7億2,500万ほどかかっていると。この中に、当然長期契約で保守契約をしておりますので一部修繕も入っておれば、この経費の中に含まれるということでございます。毎年見直すということになるかと思うのですが、この実質的な経費は長期契約の中で保守点検契約をしている業者さんが上がってくれば、当然その辺の部分も実質単価も実質的な経費も上がってきますので、それは処理単価に対して反映をされてくるということになります。その辺の部分については、組合の組織であります2市1町も当然負担は上がってくるし、当然吉野町についても、処理単価としてその分は上がる可能性があるかと解釈しております。 |
| 上滝議員          | 俺もう3回しか質問出来へんからやめとくわ。後で聞くわ。   |
| 野木議長          | ほかに。  |

|       |   |
|-------|---|
|       | 中西議員。   |
| 中西議員  | 2市1町が今のやまとさんの構成組合で、私たち吉野町はそこに委託する話ですからそういう事故等あった場合に負担する必要はないという解釈を私はしとるのですけども、間違いはないでしょうか。  |
| 野木議長  | 副町長。  |
| 和田副町長 | あくまでもその単価を計算する中で自主的な経費というので、当然施設の管理とか維持とか事務的な経費がかかってくると思います。その辺の金額が今7億2,558万5,000円。それをごみ量割、吉野町の場合は6%になるのですけども、それに基づいて積算をしているということでございます。<br>当然修繕とか出てきた場合は、実質的な経費が上がってくる可能性も当然出てくると思います。その辺の部分については、町としても処理単価で若干上がる可能性もあるということでございます。  |
| 野木議長  | 西澤議員。   |
| 西澤議員  | その同じとこですもんけど、ということは2市1町で今7億2,500万、令和3年度の必要経費から計算してごみ1トンあたりの算出をされてますけど、令和4年度に8億かかるとしたら、割ったらトンあたり1,000円ぐらい上がってくる可能性はあるということですよ。<br>だから、そうしたら委託はしてますけど、半組合員みたいなもんやと僕は思うのです、半分組合に入れていただいているような状態やなと思うのですけど、そのほうが長期的に見たら安心は保障されとんじゃないかと思うのですけど、それは当然大きな故障がまわってきたら知らんふりは出来へんと思うのです。やっぱり吉野町のごみも委託してるのですから、そこはどこに加入しとっててもそれは要ることやと思うので納得してます。それでよろしいですね、半組合員みたいなものやと思うので、そんな感覚でおったらええんじゃないですかね、 |

|                     |  |
|---------------------|--|
|                     | <p>どうですか。</p>  |
| 野木議長                | <p>和田副町長。</p>  |
| 和田副町長               | <p>西澤議員さんがおっしゃっていただいたように、半組合員というそういった中で、当然長期的に13年6か月というのは非常に安定して安心してごみの処理ができるということですので、町のほうも焼却をお願いしている中で、そういった負担は当然出てくる可能性はあるということになると思います。</p>  |
| 野木議長                | <p>ほかにございませんか。</p> <p>藤本議員。</p>  |
| 藤本議員                | <p>1件だけお聞かせください。このごみの受入れ期間が令和19年3月31日になっており、これは向こうの組合が地元との話合いの最終年月日であるとお聞きします。これ以降につきましては、吉野町がどこへ行こうがそれは構わないと思うのですが、もしこのまま引き続きやまと広域環境衛生組合さんをお願いするのであれば、そのやまとさんは、地元との交渉をまた何年かに1度とかそういうことをすると聞いておるのかどうかお聞きしたい。</p> |
| 野木議長                | <p>山本課長。</p>   |
| 山本<br>暮らし環境<br>整備課長 | <p>この契約期間につきまして説明させていただきました。現在、やまと広域環境衛生組合の事務組合のほうで、地元のほうと契約を交わしている期間ということですので、もし、例えば地元のほうと契約期間を延長して引き続きなるのか、もしくはそのときにまた何らかの費用が発生するのかという部分は、その組合さんの交渉の過程になりますので、こちらとしては確認が取れていないというのが現状でございます。以上でございます。</p>      |
| 野木議長                | <p>よろしいですか。ほかにございませんか。</p>   |

( 「 質 疑 な し 」 の声あり )

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、議第 29 号について委員会の付託を省略することに決しました。

議第 29 号「令和 5 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 7 号について」意見を求めます。

( 「 意 見 な し 」 の声あり )

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

本臨時会の日程は全て議了いたしました。

おはかりします。

これをもちまして、本臨時会を閉会いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

閉会にあたり町長よりごあいさつをお願いします。

中井町長。

中井町長

閉会にあたり、ひとことごあいさつを申し上げます。

上程いたしました議案全て全会一致でご承認いただき、誠にありがとうございます

います。冒頭の挨拶でもさせていただきましたが、ごみ処理に関しましては受入れ先を巡って、本当に多くの方のご尽力をいただきました。そしてまた町民さんへの周知がぎりぎりまで引っ張る形になってしまいました。ただ、先ほども議員の皆さん方のご質問がありましたとおり、相手方への委託ということでございました。そういった中で地元への説明、そしてまたやまとクリーンパークの広域議会の承認、そういったことを踏まえて、皆さん方への提案になったということで今までかかっておりました。

ただ、その当時から職員含め様々な形で積算をさせていただきました。長期の契約をさせていただくということと現在の櫃原への委託金額、そしてさくら広域が出来た当時のイニシャルコスト、初期投資、そういったことも踏まえて、吉野町にとってごみ処理費がどれぐらいであれば安定的にごみ処理ができるか、そういった視点の中で本日上程をさせていただいた次第でございます。

そういった意味で全会一致でご承認いただき、これからごみ体制は単独になっていくわけでございますけれども、特に10月1日以降、相手方へのごみ委託ということで、ごみの分別、ごみ量の削減、そういったことが町財政に対して抑制をかけるということにもなります。そういった意味で町民の皆さん方にもご理解とご協力をいただければならないという形になろうかと思っております。

また9月議会に向けても、そういった準備をさせていただき、町民の皆さん方にこのごみ体制のできるだけわかりやすい周知をさせていただきたいと思っております。また、ごみ処理につきましては、この令和19年というのは時代が進む中でさらに広域化が進むころかなと思っております。今それぞれの自治体で抱えているごみ処理施設というのも、非常に大きな問題を抱えている地域も増えてまいりました。その中でこの13年半年あるということは、次の広域化であったり、吉野町のごみ処理の進め方においても、非常に良い年月ではないかなと思っておりますので、議員各位にもご協力のほどよろしくお願いいたします。

改めまして感謝を申し上げますとともに、まだまだ危険な暑さが続いておりますので、議員各位におかれましては体調管理に気をつけていただきまして、日々の議員活動をお願いしたいと思います。本日上程いたしました議案に対する承認に感謝申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。どうもありがとう

うございました。

野木議長

これもちまして、令和5年第2回吉野町議会臨時会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

( 午後 1時 58分 閉会 )

